特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
25	乳幼児等医療費給付に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、保育の実施に関する費用徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	乳幼児等医療費給付に関する事務
②事務の概要	光市乳幼児等医療費助成要綱に基づき、乳幼児等の医療費の一部を当該乳幼児等の保護者に対し助成することにより、乳幼児との保険の向上に寄与し、もって児童の福祉の増進を図るため、受給者の資格確認、支払管理、統計処理を行っている。この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・乳幼児等に対する医療費の助成に関する申請の受理等、その申請等に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、乳幼児等医療費受給者証の交付等、当該助成の支給及び返還に関する事務
③システムの名称	・乳幼児医療費システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル	·名
乳幼児等医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)(以下「独自利用条例」という。)第 4条第1項 別表第1の第1項
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成二十八年特定個人情報保護委員会規則第五号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第1項 (情報提供)
	情報提供は行わない
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	福祉保健部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 福祉保健部子ども家庭課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3009

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和2年4月30日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価語		重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や作	青報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	の接続		[]接網	読しない(入手) [〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓	多発						
従業者に対する教育・啓発	[.	十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 2)十分に行っている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	I -7 総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400		総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日 I —4—②		(情報照会)・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第十四 号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定 める特定個人情報の提供に関する規則(平成 二十七年特定個人情報保護委員会規則第三 号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第1項 (情報提供)情報提供は行わない	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成二十八年特定個人情報保護委員会規則第五号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第1項(情報提供)情報提供は行わない	事後	番号法附則第1条第5号に掲 げる規定の施行の日
令和1年6月28日	I -5-2	子ども家庭課長 西村 功	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月28日	IV	-	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	I -8	福祉保健部子ども家庭課 山口県光市光井二 丁目2番1号 0833-74-3005	福祉保健部子ども家庭課 山口県光市光井二 丁目2番1号 0833-74-3009	事後	電話番号の修正
令和2年6月10日	Ⅱ —1	平成28年8月31日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	II-2	平成28年8月31日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和4年7月22日	I -4-2	の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平		事後	番号法改正のため
令和6年3月29日	I -1-3	・乳幼児医療費システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー	・乳幼児医療費システム・宛名システム・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー・サービス検索・電子申請機能	事前	